

明石市工場緑化助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関係法令で定められた基準を超えて工場等の敷地内の緑化を行う事業者を対象に、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 対象工場 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第4条第1項に規定する工場等であって、明石市工場立地法地域準則条例(令和4年条例第14号)を適用する区域に存するものをいう。
- (2) 県要綱 兵庫県が定める県民まちなみ緑化事業実施要綱をいう。
- (3) 県補助金 兵庫県が県要綱の規定に基づいて交付する補助金をいう。
- (4) 県要領 兵庫県が定める県民まちなみ緑化事業実施要領をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象工場の設置をし、又は新設をしようとしていること。
- (2) 当該対象工場について、県要綱第2条第1項第1号、第4号又は第5号に掲げる県民まちなみ緑化事業の対象となる緑化を行おうとしていること。
- (3) 前号の緑化に要する経費に係る県要領第9条第2項の規定による県補助金の交付決定(以下「県交付決定」という。)を受けていること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、当該対象者が現に兵庫県から交付を受けた県補助金の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、市長が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県交付決定に係る県要領第9条第2項に規定する県民まちなみ緑化事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により当該対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた対象者は、県交付決定に係る県要領第11条の規定による県民まちなみ緑化事業補助金交付額確定通知書（第1号において「県通知書」という。）の通知を受けたときは、市長が別に定める請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該対象者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、対象者が次に掲げる事項に該当するときは、交付決定を取り消すものとする。この場合において、当該対象者に既に補助金が交付されているときは、その者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 県交付決定を取り消されたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に県交付決定を受けた者について適用する。